

平成29年10月25日開催

## 新庄市農業委員会第5回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年10月）議事録

1. 開催日時                   平成29年10月25日（木）10時00分
2. 開催場所                   新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
7番 鶴巻 浩美	8番 間 真一
9番 須田 雄二	10番 高橋 敏行
11番 齋藤 謙二	12番 清水 哲夫
13番 佐藤 啓右	14番 下山 秀一
16番 三原 康志	17番 佐藤 喜代志
18番 指村 貞芳	
4. 欠席した委員（2名）

15番 星川 豊、19番 森 良一

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第16号 非農地証明願について  
日程第 5 議案第17号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 議案第18号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第 7 議案第19号 農地法第5条第4項の規程による協議に対する意見について  
日程第 8 議案第20号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について  
日程第 9 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 10 報告第12号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

局 長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主 事	三宅 大輔	主 事	渡部 瑞姫

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

ただいまより、平成29年度新庄市農業委員会第5回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は17名でございます。欠席通告者は、15番の星川豊委員、19番の森良一委員の2名であります。従いまして、現に在任する委員の出席者数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定により、本第5回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長、議長をよろしくお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議がないようですので、議事録署名委員に16番三原康志委員と18番指村貞芳委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と渡部瑞姫君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件について議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。10月18日に電話と直接会って聞き取り調査をした結果、△△△△さんの奥さんの実家が、△△△△さんという事です。新規ということではありますが、今回以外の田も畑も△△△△さんが作っているとの事なので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区2番、10月19日電話確認したところ、△△△△さんの従兄弟で、双方合意の下で△△△△さんをお願いするとの事なので、問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願い致します。

○議長

それでは続きまして、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

10月18日調査いたしました。兩人に会いました。親子でしたので息子さんが今作っているという事を確認してまいりました。よろしくお願い致します。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○7番

農地法第3条の規定による許可申請について、報告します。萩野地区1番。10月19日に聞き取り、現地調査を行いました。いずれも農地の適正管理がされており、再設定でありますので、なんら問題はないと判断しましたのでよろしくお願い致します。また、賃借権が設定されていませんけども、相手方は本人も経営に参画する農事組合法人であり、出資に関する取り決めがされているようです。なんら問題ないと判断しましたので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、続きまして萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○7番

萩野地区2番。10月19日に聞き取り調査、並びに現地調査を行いました。使用貸借権の再設定でありまして、いずれも農地の適正管理がされており、なんら問題ないと判断しましたので、よろしくお願い致します。また、これも1番と同じように、賃借料等の設定が記載されていませんが、農業法人という組織の中で、会社の経費として支払われておりますので、これもなんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○11番

10月18日に調査確認しました。使用貸借権の再設定で、同一世帯の親子関係であり、問題ないと判断しましたのでよろしくお願い致します。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区1番につきまして、10月17日に調査しました。売り手の△△△△さんは、本合海から茶屋町に引っ越した人です。買い手の△△△△さんは、自宅に接しているこの畑を、自家用野菜栽培用として借りていましたが、今回売買するという事で、なんら問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第3、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしく申し上げます。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○6番

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について報告いたします。10月18日に調査いたしました。事由は詳細のとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第15号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第16号非農地証明願についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第16号非農地証明願について、議案書に基づいてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いいたします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○13番

非農地証明願について、新庄地区1番について。10月18日、本人立会いの下、現地を確認いたしまして、復元は不可能と判断しました。また、農地パトロールの時にも確認して、復元は不可能という事にしていました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

10月19日現地調査いたしました。ただいまの事務局の説明に間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

稲舟地区1番について、8月10日の利用状況調査、並びに先日の10月20日の運営

協議会の際にも確認を行いました。問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○14番

10月15日日本人と会いまして、現地も見てまいりました。以前から田には不向きな土地だということで、ここに書いてあるとおり、20年以上前に耕作をやめたということで、山林化していました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは続きまして、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○14番

稲舟地区の2番の方が、長らく小作していたのですが、隣同士の土地なので、やはり同じような状態です。10月15日、本人に電話して現地を確認したところ、稲舟地区の2番と同様ということでしたので、こちらの方も山林化しておりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区1番について、10月17日に本人に聞き取り調査いたしました。昔からずっと山林であり、この前の農地パトロールの時も山林という事で問題ないと思います。

○議長

それでは続きまして、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区2番、10月19日に聞き取り調査いたしました。ここに書いてありますが、昔からずっと雑木林ということで、問題ないと思います。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

八向地区1番につきまして、10月17日に調査しました。事務局の説明どおりで間違

いありませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

それでは続きまして、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

八向地区2番につきまして、10月17日に調査しました。これも事務局の説明どおりで間違いありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第16号非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号非農地証明願については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第17号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第17号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から萩野地区2番までの7件につきまして、議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権の設定7件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>



○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第17号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第18号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。ここで、海藤芳正委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席いたします。暫時休憩します。

<「海藤芳正委員」退席>

○議長

では休憩を解いて再開いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第18号農用地利用配分計画案に対する意見について、新庄地区1番から萩野地区1番までの3件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。これより質疑に入ります。只今事務局より説明のあった、農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第18号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号農用地利用配分計画案に対する意

見については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めますので、暫時休憩をします。

<「海藤芳正委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に日程第7、議案第19号農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第19号農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。

それでは新庄地区1番について、調査報告をお願いします。

○10番

議案第19号農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について、新庄地区1番の調査結果を報告いたします。申請地の北側に△△△△さんが耕作している数枚の田んぼがあります。これから病院建設の事業が実施され、実際に工事が始まるとなると、この田んぼに何らかの影響が及ぶことが予測されます。事業実施に当たっては、近隣の農地の営農条件を悪化させることのないよう、事業者には十分にご配慮頂きたいと思っております。またここ以外にも、併用地である富士通ゼネラル跡地の南側に、道路を挟んで田んぼがありますが、工事に伴う営農条件の悪化を招かないよう、事業者には十分に配慮して頂きたいと思っております。老朽化した新庄病院を新築移転することは、この地域にとって間違いなく喜ばしいことではあります。新庄市農業委員会としては、このようなことを農業委員会の意見として回答してはいかがでしょうか。調査日は10月19日です。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第19号農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第19号農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第8、議案第20号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第20号農地法第5条許可にかかる事業計画の変更申請について、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について報告をお願いします。

○10番

議案第20号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番の調査結果を報告します。この案件に関する調査結果は、議案第19号の調査報告で申し上げた報告内容とほぼ同じ内容になります。土地利用計画図を見ると、申請地はヘリポートや駐車場の冬期堆雪場に転用されて利用されるようです。素案で示された図面ですから、この利用計画については、変更の可能性が大いにあるのでしょうか、いずれにせよ病院の敷地として有効活用されることとなりますので、商業施設から病院施設に事業計画を変更しようとする申請については、承認相当と考えております。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第 20 号農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

それでは報告案件に入ります。日程第 9、報告第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、新庄地区 1 番から八向地区 1 番までの 13 件について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第 10、報告第 12 号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第 12 号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区 1 番から八向地区 1 番の 3 件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第 12 号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 1 2 号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年10月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 三原 康志

議事録署名委員 指村 貞芳